

農業委員会から
お知らせ

本年度も、町内全域の農地について農地パトロール（農地の利用状況調査）を実施します。

上島町農業委員会では、9月から10月末にかけて町内の農地について農地パトロールを行います。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。

●農地パトロールとは？
「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならない」（農地法第30条第1項）となっています。
農地パトロールは①農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的として行います。

●遊休農地とは？
遊休農地とは、一年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地のことです。調査実施後、遊休農地であると確認された農地の所有者に対し、『農地利用意向調査』を送付しますので、ご回答をお願いします。なお、農地法施行規則の改正により、以前意向調査した方も、遊休農地が解消していない場合は毎年調査の対象になります。



●農地を所有・耕作している方へ
農地の所有者や耕作者は「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」（農地法第2条の2）と明記されています。農地が荒れてしまうと、鳥獣害、ごみの不法投棄の原因になるなど、近隣の農地や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねません。除草、病虫害防除など、農地の適正な管理をお願いします。

ご存じですか？農地を転用する場合には農地法の手続きが必要です

●農地転用とは？
農地（畑・田）を農地以外（例：住宅、資材置場、駐車場、農業用施設の建設等）にすることを「農地転用」といいます。農地を転用するときは、農地法の転用許可（県知事の許可）が必要です。ただし、自己所有農地に2a未満の農業用施設に供する場合は許可を要しないこととなっています。

●やめよう！農地の違反転用
許可を受けないで転用をしたり、許可を受けたとおりの転用をしなかった場合には罰則があります。
知らないうちに無断で転用している農地はありませんか？農地を転用する場合は必要な手続きを取ってから行いましょう。
※農地を転用・相続・売買・贈与・貸借したい方は、まずは農業委員会にご相談ください。

●問い合わせ
上島町農業委員会 事務局
（岩城総合支所 農林水産課内）
☎75-2500 Fax 75-2852



涼風やバット素振りのひとしきり	田名後暈雨	幸本 孤燈
水打って客待つ湯宿玉造り	古林 幹枝	森本 伸子
雲の峰海に開ける滑走路	美濃部妃苗	山元 征子
雲の峰タンカー小さき水平線	幸本 郁夫	澤田 文子
航海や遠く眺めし雲の峰	田中 華丘	伊佐 幹男
連峰を押し沸き立つ雲の峰		
逆上がり出来て見上げた雲の峰		

双葉俳壇 一一六六回句集【岩城】



9/20～26日は
動物愛護週間です

生命（いのち）ある動物の愛護と正しい飼い方について理解と関心を深めることを目的に、法律により、毎年9月20日から26日までの期間は「動物愛護週間」と定められています。この機会に、人と動物が共生できる社会、飼い主の責任について考えてみませんか。

- ☆ペットは家族の一員。責任をもって最後まで大切に飼いましょう
- 繁殖制限に努めましょう
 - 万一の迷子に備え、迷子札やマイクロチップをつけましょう
 - 定期的に動物病院を受診し、病気の予防・早期発見をしましょう
 - これからペットを飼われる方は、最後まで飼えるのか、事前に家族全員で相談・確認をしましょう
 - 災害の日頃の備えをしましょう
（例）予備のエサの用意、避難場所の確認、所有者明示（マイクロチップなど）、ゲージに慣れさせる、いざという時の預かり先の確保

●問い合わせ 愛媛県今治保健所生活衛生課 ☎0898-23-2500 上島町住民課 ☎77-2503



【犬の飼い主のみなさまへ】
犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう
周りの方に配慮しながら、マナーを守りましょう
（例えば）放し飼いをしない・ふん尿を始末する・無駄吠え予防

【猫の飼い主のみなさんへ】
不妊去勢手術をしましょう、完全室内飼養に努めましょう
☆餌だけもらっている野良猫は幸せなのかな？
猫は非常に繁殖能力が高い動物です。メス猫は1年間で2～3回出産し、1回につき4～8頭の子猫を産みます。地域における猫の増加により、自宅敷地内で糞尿等の被害にあわれている方も多くいます。
※『かわいそうだから』と野良猫に餌を与えて生まれてきた野良猫は、病気や交通事故などにより飼いかたよりも早く死んでしまうことも多く、結局は不幸な命を増やす結果となります。